

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	神戸市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和5年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び神戸市国民健康保険条例に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1項番30の規定により以下の事務について、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格・賦課に関する事務 ②収納管理に関する事務 ③滞納整理に関する事務 ④給付に関する事務 ⑤資格継続業務 ⑥高額該当回数を引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 <p>※詳細は特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の(別添1)事務の内容を参照</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行う。このために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理してい
③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 統合宛名システム 中間サーバーシステム 共通基盤システム(庁内連携システム) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 電子申請システム 届書受付管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座登録・連携業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報提供の制限)別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、119の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局 国保年金医療課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号650-8570 神戸市 市長室 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号650-8570 神戸市 福祉局 国保年金医療課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館4階) 電話番号:078-322-5255

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年8月29日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年8月29日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事前	基礎項目評価書の見直しにかかる変更
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	野崎 重和	課長	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	新規に追加された項目全てについて記載	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和2年9月18日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎2号館2階)	神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和2年9月18日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	神戸市 保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課	神戸市 福祉局 国保年金医療課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月18日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事前	基礎項目評価書の見直しにかかる変更
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-	以下を追加。 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	国民健康保険の県域化に伴う重要な変更
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-	以下を追加。 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認の仕組み導入に伴う重要な変更
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-	以下を追加。 電子申請システム	事後	電子申請システムの使用開始に伴う重要な変更。当該クラウドサービス利用開始後の令和3年4月1日に「特定個人情報保護評価指針」が施行され、クラウドサービスの位置づけが定義されたことで、評価書の見直しが必要となったため。
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更。特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和3年9月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課	神戸市 市長室 市民情報サービス課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	全項目評価書の表記に合わせる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-	全項目評価書の表記に合わせる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	全項目評価書の表記に合わせる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	-	以下を追加。 届書受付管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。